

茨木市立公民館定期講座開設要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立公民館（以下「公民館」という。）における社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条第1号に掲げる定期講座（以下「講座」という。）の開設について、必要な事項を定める。

(講座の種類)

第2 講座の種類は、別表に掲げるもののほか、茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める講座とする。

(講座の開設)

第3 公民館長は、講座の開設に当たっては、地域住民ニーズの把握に努めるとともに、公民館運営委員会の意見を反映させるものとする。

2 講師は、公民館運営委員会が選定し、公民館長が依頼する。

(開講条件)

第4 講座は、受講希望者がおおむね10人以上いる場合に開講するものとし、受講希望者が該当人数に満たない場合は開講しない。

(開講期間及び回数)

第5 講座は、原則として、毎年5月1日から翌年の3月31日までの間において開くものとする。

2 一つの講座の開講回数は、12回までとする。

(開講日時及び開講場所)

第6 開講日時、場所は、教育委員会が定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開講日時、場所を変更し、又は臨時に休講することができる。

3 講座は、1回当たり2時間程度の開講とする。

(受講資格)

第7 講座を受講できる者は、原則として、茨木市内に在住、在学又は在勤する者とする。

(実費徴収)

第8 公民館は、受講者から講座開講に必要とするプリント等費用を実費徴収する。

2 前項の実費徴収金は、講座1回当たり250円とし、初回に全回分を徴収する。

3 公民館等の都合により、休講する場合を除き、実費徴収金は還付しない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、還付することができる。

4 第1項の実費徴収金のほか、講座受講に必要な教材費等については、受講者の

負担とする。

(受講申込)

第9 講座を受講しようとする者は、教育委員会に茨木市立公民館定期講座受講申込書(別記様式)を提出しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、講座の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立公民館定期講座開設要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月22日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市立公民館定期講座開設要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別 表

生花 茶道 詩吟 書道 民謡・民舞 大正琴 グラウンドゴルフ ソフトボ ール 三点バレーボール 卓球 健康体操 ヨガ ダンス バドミントン 手芸 絵 画 フラワーアレンジメント コーラス 絵手紙 料理 着付け ニュースポーツ
--

<h3>茨木市公民館定期講座受講申込書</h3>	
年 月 日	
(提出先) 茨木市教育委員会	
申込者氏名	
住所	
連絡先 ()	
茨木市立 公民館講座の受講について、次のとおり申し込みます。	
受講を希望する講座名	